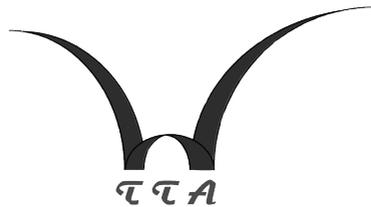


規 約



和歌山県卓球協会

和歌山県卓球協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、和歌山県卓球協会と称する。

(外国に対しては、Wakayama Table Tennis Association,Japan)

(所在地)

第2条 本会の所在地を和歌山市九番丁4-1

和歌山九番丁205号室とする。

(目 的)

第3条 本会は、県内に於ける卓球の普及発達及びその統一をはかり、体力の増進・運動精神の涵養・県民文化の向上に資することを目的とする。

(性 格)

第4条 本会は、県下卓球界を代表して日本卓球協会・近畿各卓球協会・和歌山県体育協会の事業一切に対する交渉権を有する唯一のアマチュア卓球団体である。

第2章 事 業

(事業の種類)

第5条 本会は、第3・4条の目的、性格を達成するため次の活動並びに事業を行う。

1. 県下卓球界を代表して日本卓球協会・近畿各卓球協会・和歌山県体育協会に加盟すること。
2. 日本卓球協会の加盟団体となること。
3. 次の大会を主催する。

(1)全日本実業団卓球選手権大会県予選会(兼)和歌山県実業団卓球選手権大会

(2)国民体育大会卓球競技の部県予選会

(3)会長杯争奪県下卓球大会

(4)全日本卓球選手権大会県予選会(兼)和歌山県卓球選手権大会

(5)全日本社会人卓球選手権大会県予選会(兼)和歌山県社会人卓球選手権大会

(6)近畿卓球選手権大会県予選会

(7)県卓球祭

(8)その他本会が制定した卓球大会並びに、日本卓球協会・近畿各卓球協会主催の卓球大会県予選会

4. 和歌山県高等学校体育連盟卓球部会主催大会の後援をすること。
5. 和歌山県中学校体育連盟卓球部会主催大会の後援をすること。
6. 和歌山県卓球協会支部の主催する卓球大会の後援をすること。
7. 卓球選手を養成訓練し、県下卓球界の技術水準の向上をはかること。
8. 他団体主催の県内卓球大会に対する指導・統制を行なうこと。
9. 卓球選手の順位を決定すること。
10. 卓球に関する研究及び指導を行い、並びに講習会を開催すること。
11. 卓球に関する各種の調査・統計資料を作成すること。
12. 卓球に関する参考文献を蒐集すること。
13. 機関紙其の他出版物を発行すること。
14. その他本会の目的達成のため必要な活動・事業を行うこと。

第3章 構 成

(組 織)

第6条 本会の規約に賛同し、その運営に協力する加盟登録会員・賛助会員を以て組織する。

(入会手続)

第7条 本会に入会しようとする場合は、本会の定める入会手続き(加盟登録)を経なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、毎年別に定める会費を納入しなければならない。
納入した会費は、返還しないものとする。

(会費未納)

第9条 会費未納の場合は、会員資格を認めない。

(除名・脱退)

第10条 本会として不相当と認めた会員に対し、脱退若しくは除名をすることができる。その場合納入した会費は一切返還しない。

(会員の権利)

第11条 会員は、次に掲げる権利を有する。

1. 本会の主催する事業に参加すること。
2. 規約の定めるところによる役員を選任権・被選任権を有する。
但し、第一種、第二種加盟登録者に限る。
3. 事業計画並びに、会計決算報告をうけること。
4. 卓球の技術指導をうけること。
5. 機関紙その他の資料及び、刊行物並びに大会開催要項の通知又は配布をうけること。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	6名以内
理 事 長	1名
副理事長	5名以内
事務局長	1名
事務局長代理	2名以内
事務局次長	3名以内
理 事	若干名
監 事	2名
評 議 員	若干名

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会 長 本会の会務を統轄し、本会を代表する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは、会長若しくは、理事会の指

定する副会長がその職務を代理する。

3. 理事長 会長及び副会長を補佐し、会務を掌理執行する。

会長及び副会長に事故あるときはその職務を代理する。

4. 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長若しくは、

理事会の指定する副理事長がその職務を代理する。

5. 事務局長 理事長を補佐するとともに、次の業務を行う。

(1) 印章の取扱い並びに、保管。

(2) 渉外事項の処理。

(3) 各種会議の調整。

(4) 機関紙その他の資料及び、刊行物の編集・発行。

(5) 卓球に関する参考文献の蒐集・調査・資料の作成。

(6) 事業記録の作成及び整備保存。

(7) 文書類の取扱・保存前項の業務を執行するため、理事会の承認を経て書記を設けることができる。

6. 事務局長代理・事務局次長

事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。

7. 理事 理事長の指示に従い、会務の執行を分掌する。

8. 監事 本会の業務および、会計を臆査し、その結果を評議員会に報告しなければならない

9. 評議員 評議員会に出席し、付議事項の審議・決定を行う。

(役員を選任)

第14条 役員を選任は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・事務局長代理・事務局次長・理事・監事は評議員会で選任する。

2. 評議員の選任は、次のとおりとする。

別に定める評議員定数及び選出方法の規定による。

(名誉会長)

第15条 本会に名誉会長を置くことができる。

名誉会長は、理事会の決議により推戴する。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

顧問は、理事会の決談を経て会長が委嘱する。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。但し重任を妨げない。

役員は、任期が満了してもその後任者が就任する迄はその職務を行う。

欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 機 関

第1節 総 則

(機関)

第18条 本会に、次の機関を設ける。

1. 評議員会
2. 理事会

第2節 評議員会

(評議員会)

第19条 評議員会は、本会の最高決議機関であって、会長・副会長・理事長・

副理事長・事務局長・事務局長代理・事務局次長・理事・監事・評議員の全員をもって構成し、原則として毎年、4月に会長が招集し、その議長は原則として会長が当る。

会長が必要と認めたとき又は、評議員定数5分の1以上若しくは、理事会の要請があったときは会議の目的を示して、臨時に評議員会を招集しなければならない。

(評議員の委任権)

第20条 評議員が己むを得ない理由で評議員会に出席することができないときは、代理人によって議決権を行使することができる。

前項の代理人は、その代理権を託する書面を評議員会に提出しなければならない。

(成 立)

第21条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席(含む委任状)がなければ成立しない。

(議 決)

第22条 評議員会の決議は、出席評議員(含む委任状)の過半数の同意を以って行う。
(役員の兼任と諦決植)

第23条 評議員で他の役員兼ねるものは、評議員としての議決権の行使を妨げない。
(附議事項)

第24条 評議員会において、次の事項を附議し、議決する。

1. 事業報告
2. 事業計画及び収支予算
3. 収支決算及び資産の状況
4. 本規約に定めるところの役員の選任
5. その他重要な事項

第3節 理 事 会

(理 事 会)

第25条 理事会は、評議員会において、議決若しくは、委任された事項又は緊急を要する事項を計画・審議・決定する。

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

(構 成)

第27条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・事務局長代理・事務局次長及び、理事・監事の全員を以て構成し、その議長は、原則として理事長が当る。

(成立及び議決)

第28条 理事会には、構成役員総数の2分の1以上の(含む委任状)出席がなければ成立しない。

議決は、出席者(委任出席を含む)の過半数の同意を要する。

(監事の議決権)

第29条 監事は、理事会に出席して意見をのべることが出来る。但し、議決に加わることはできない。

(専門部・委員会の設置)

第30条 本会は、会務執行のために必要に応じて 専門部、委員会を設けることが出来る。

(専門部、委員会設置規定)

第31条 専門部、委員会の設置は理事会で定める専門部、委員会に関する規定は別に定める。

第6章 支 部

(支 部)

第32条 本会に支部を置くことが出来る。支部規定は、別に定める。

第7章 会 計

(資産管理)

第33条 本会の資産管理について、評議員会の議決を要する。

(経 費)

第34条 本会の経費は、会費(加盟金)、参加料及び寄付金、その他の収入を以て支弁する。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3末日に終る。

(特別会計)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることが出来る。

第8章 規約改正

(規約改正)

第37条 本規約を改正するときは、出席評議員(含む委任状)の過半数の同意による議決を要する。

(諸規定の制定)

第38条 本規約の施行に関する諸規程は、理事会で定める。

附 則

本規約は、昭和37年10月4日改正実施する。

昭和36年5月11日改正

昭和41年5月 1日改正

昭和45年2月11日改正

昭和46年4月26日改正

昭和55年5月 8日改正

昭和63年4月 1日改正

平成 1年8月28日改正

平成 5年4月11日改正

平成12年4月16日改正

平成16年8月19日改正

平成24年4月22日改正

和歌山県卓球協会支部規定

第1章 総 則

第1条 規約第32条に基づく支部の設置は、この規定によるものとする。

(支部の管轄区域)

第2条 支部の管轄区域を次の通り定める。

1. 新宮・東牟婁支部 新宮市・東牟婁郡
田辺・西牟婁支部 田辺市・西牟婁郡
御坊・日高支部 御坊市・日高郡
有田支部 有田市・有田郡
海南・海草支部 海南市・海草郡
和歌山支部 和歌山市
那賀支部 岩出市・紀の川市
橋本・伊都支部 橋本市・伊都郡
2. 理事会の決議に寄り、特定支部に他支部管轄区域を管轄せしむることができる。

(目 的)

第3条 支部は、本部の指導・統制のもとに、管轄区域内に於ける卓球の普及発達及び、その統一をはかり、体力の増進・運動精神の涵養文化の向上を目指すと共に、本会の運営に資するものとする。

(事務局の設置)

第4条 支部に事務局を設置する。事務局設置に当たっては、本部事務局長に届出を要する。

第2章 事 業

(事業内容)

第5条 支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の拡充をはかること。
2. 本部の承認を経て県下卓球大会の主管、又は後援をすること。

3. 支部選手権大会を主催すること。
4. その他管轄地区における各種卓球大会の主催又は、主管・後援すること。
5. 支部卓球選手の順位を決定し公表すること。
6. 卓球に関する研究及び、指導を行い、並び講習会を開催すること。
7. その他、日的達成のための必要な事業を行う。

第3章 構 成

(構 成)

第6条 支部は、支部管轄内における和歌山県卓球協会加盟会員を以て構成する。

第4章 役 員

(役 員)

第7条 支部に次の役員を置く。

1. 支 部 長 1名
監 事 1名
副支部長 若干名
評 議 員 若干名
事務局長 1名
2. 役員の名・役職名・現住所・勤務先・選任年月日を本部事務局長に届出を要する。

(任 期)

第8条 支部役員任期は、2年とする。但し、重任を妨げない。役員は、任期が満了しても後任役員が就任するまではその職務を行う。

役員補充によって就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

1. 支部長は、支部を統轄し、支部を代表する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、支部長及び副支部長を補佐し、次の業務を執行する。

- (1) 支部事業計画・支部収支予算の立案並びに、執行
- (2) 会員の蒐集並びに、会費の徴求・及び本部への納入
- (3) 印章の取扱い並びに、保管
- (4) 渉外事項の処理
- (5) 会議の調整
- (6) 機関紙その他の資料及び刊行物の編集発行並びに、事業開催要項の発送
- (7) 卓球に関する参考文献の蒐集・調査・資料の作成
- (8) 事業記録の作成及び、整備・保存
- (9) 文書及び、諸帳簿・伝票・支払証拠書類等の整備・保存
- (10) 本部事務局長に対する支部年度事業計画・収支予算及び決算報告書並びに、大会開催要項の提出

4. 監事は、支部会計状況を監査し、支部大会に報告しなければならない。

(役員を選任)

第10条 支部長・副支部長・事務局長・監事を選任は、支部大会で行う。

1. 評議員の選出は、規約第14条2項により行う。

第5章 機 関

第1節 総 則

(機 関)

第11条 支部に次の機関を設ける。

1. 支部大会
2. 支部協議会

第2節 支部大会

(支部大会)

第12条 支部大会は、支部の最高議決機関であって支部長・副支部長・事務局長・監事・評議員及び会員の全員を以て構成し、毎年1回4月に支部長が招集し、その議長は原則として支部長が当る。

支部長が必要と認めるとき、若しくは支部協議会からの要請のあったときは、会議の目的を示して臨時に支部大会を招集することができる。

(会員の委任権)

第13条 会員が己むを得ない事由で支部大会に出席できない場合は、代理人によって議決権を行使することが出来る。前項の代理人は、その代理権を証する書面を支部大会に掲示しなければならない。

(成 立)

第14条 支部大会は、会員総数2分の1以上の出席(含む委任状)がなければ成立しない。

(議 決)

第15条 支部大会の議決は、出席会員(含む委任状)の過半数の同意を以て行う。可否同数の場合は、議長が決する。

(支部役員兼会員の議決権)

第16条 会員たる支部役員は、議決権を行使することが出来る。

(附議事項)

第17条

1. 事業報告
2. 事業計画及び、収支予算
3. 収支決算及び、資産の状況
4. 本規定に定めるところの役員選出
5. その他、重要な事項

第3節 支部協議会

(支部協議会)

第18条 支部協議会は、評議員会・理事会・支部大会の決定、若しくは委任された事項、又は緊急を要する事項を計画・審議・決定し、且つ之を執行する権限を有する。

(招 集)

第19条 支部協議会は、支部長が必要に応じて招集する。

(構 成)

第20条 支部協議会は、支部長・副支部長・事務局長を以て構成し、会議の議長は、原則として支部長が当る。

(成立及び議決)

第21条 支部協議会は、構成員総数の過半数(委任状を含む)の出席がなければ成立しない。議決は、出席者(含む委任状)の過半数の同意を要する。可否同数の場合は議長が決する。

(監事の議決権)

第22条 監事は、支部協議会に出席して意見を述べることができる。

第6章 会 計

(会 計)

第23条 支部の経費は、本部交付金・支部事業収入・寄付金等の収入をもってまかなう。

(特別会計)

第24条 支部は、支部協議会の議決を経て、特別会計を設けることが出来る。

(準用規定)

第25条 その他会計に関する規定は、規約の定めるところによる。

第7章 規定変更

(規定改正)

第26条 本規定を改正するときは、理事会の承認を必要とする。

附 則

本規定は、昭和34年10月4日制定実施する。

昭和36年 5月11日改正

昭和41年 5月 1日改正

昭和43年 6月22日改正